

処 分 基 準

平成 6 年 9 月 3 0 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 7 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：道路使用許可の停止又は取消し
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：道路交通法第 7 7 条第 6 項（条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続）
処 分 基 準： 道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、当該行為に関して法第 77 条第 1 項の許可を受けた者が次の 1 に該当する場合又は当該行為が次の 2 に該当すると認めた場合は、当該行為に係る道路使用許可を次の 3 に応じて停止し、又は取り消すことができる。 1 法第 77 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づき付した条件に違反したとき。 2 当該行為を許可した後、道路や交通の状況等の変化により、審査基準を満たさなくなった場合において、法第 77 条第 4 項の規定に基づき同条第 3 項の規定により付した条件を変更したり、新たに条件を付したとしても審査基準を満たすことができないと認めるとき。 （停止、取消しの実施基準） 3 当該行為が次の(1)に該当する場合は当該道路使用許可を停止し、(2)に該当する場合は当該道路使用許可を取り消すことができる。 (1) 一定期間当該行為を停止することによって、停止解除後、上記 1 及び 2 の条件に該当しなくなると認められるとき（ただし、停止期間は当該行為を許可している期間内に限られる。）。 (2) 当該行為を許可している期間中に、上記 1 又は 2 の条件が解消されないと認められるとき。
問 い 合 わ せ 先： 警察署交通課（係） （高速自動車国道に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊）
備 考：